

## 木曾三川下流域自然再生検討会 規約

### (趣 旨)

第1条 本会は、「木曾三川下流域自然再生検討会」(以下、「検討会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

### (目 的)

第2条 検討会は、「木曾三川下流域自然再生計画」を検討するにあたり、木曾三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者の方々に、木曾三川下流域の現状、変化、環境上の課題、自然再生の考え方等について、多様な視点から意見をいただくことを目的とする。

### (構 成)

第3条 検討会は、木曾三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曾川下流河川事務所長が委嘱する。
3. 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### (運 営)

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は事務局より選任され、会務を統括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
3. 座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代行する。
4. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

### (情報公開)

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局より公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要の中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曾川下流河川事務所内に置く。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

この規約は、平成22年11月2日から施行する。